

特定非営利活動法人 昭島ひよこ教室 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 昭島ひよこ教室 という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都昭島市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、障害乳幼児及び心身の発達に遅れや偏りのある乳幼児や児童に対し療育支援を行うと共に、保護者への養育支援や障害児者に対する理解を進め、地域療育体制の整備などを行い、以て社会全体の利益の増進に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (2) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (3) 心身の発達に障害や偏りのある乳幼児対象の、日常生活指導、言語訓練、音楽療法、作業療法等の訓練事業
- (4) 障害児を持つ家族への電話及び面接による相談事業
- (5) 保育園、幼稚園の先生との勉強会及び巡回相談事業
- (6) 福祉団体や関連施設との交流と連携を図るための事業
- (7) その他、目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するため入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(提出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の提出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員をおく。

(1) 理事 5人以上8人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 理事のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が

1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数

の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行なう。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(6) 監事は、理事会に出席することができる。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前号の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資 産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金等

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおりとする。

(1) 特定非営利活動に係わる事業会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(随機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会の議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細 則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日より施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
年会費 正会員 0円 賛助会員 0円

別 表 設立当初の役員

役 職 名	氏 名
理事長	大木 肇二
副理事長	岩本 庸子
理 事	五十嵐美智子
監 事	浅川 勤
同	薄井 晴乃

附 則

この定款は、平成24年4月1日から施行する。

この定款は、令和5年10月2日から施行する。

この定款は、令和6年7月1日から施行する。

令和 6 年度 事業計画書

特定非営利活動法人 昭島ひよこ教室

1 事業実施の方針

障害乳幼児及び心身の発達に遅れや偏りのある乳幼児や児童及び成人がよりよい日常生活が営まれるよう、また保護者がよりよい養育環境であるよう、障害児者や保護者に対する理解を深め、地域療育体制の整備などを行い、心に寄り添って支援する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

（事業費の総費用【 3,150】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	サービス等利用計画の作成及びそれに伴う相談等	令和6年4月から令和8年3月	昭島ひよこ教室	2名	昭島市及びその周辺住民	30名	1,000
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	児童発達支援（障害乳幼児の療育）	令和6年7月から令和8年3月	昭島ひよこ教室 指導訓練室	5名	昭島市及びその周辺住民	10名	2,000
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	保育所等訪問支援事業（障害のある子どもの集団生活をおくる為の支援）	令和6年7月から令和8年3月	昭島ひよこ教室 事務所	2名	昭島市及びその周辺住民	5名	150

(2) その他の事業

（事業費の総費用【 】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和 7 年度 事業計画書

特定非営利活動法人 昭島ひよこ教室

1 事業実施の方針

障害乳幼児及び心身の発達に遅れや偏りのある乳幼児や児童及び成人がよりよい日常生活が営まれるよう、また保護者がよりよい養育環境であるよう、障害児者や保護者に対する理解を深め、地域療育体制の整備などを行い、心に寄り添って支援する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

（事業費の総費用【 4,150】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	サービス等利用計画の作成及びそれに伴う相談等	令和7年4月から令和8年3月	昭島ひよこ教室相談室	2名	昭島市及び周辺住民	30名	1,000
児童福祉法に基づく通所支援事業	児童発達支援（障害乳幼児の療育）	令和7年4月から令和8年3月	昭島ひよこ教室指導訓練室	5名	昭島市及び周辺住民	15名	3,000
児童福祉法に基づく通所支援事業	保育所等訪問支援事業（障害のある子どもの保育施設や学校等での集団生活をおくる為の支援）	令和7年4月から令和8年3月	昭島ひよこ教室事務所	2名	昭島市及び周辺住民	5名	150

(2) その他の事業

（事業費の総費用【 】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和6年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 昭島ひよこ教室

(単位:円)

科 目	金 額	小計・合計
(A) 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
		0
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
		0
3 受取助成金等		
受取補助金	0	
		0
4 事業収益		
相談支援事業	1,000,000	
児童発達支援事業	2,000,000	
保育所等訪問事業	150,000	
		3,150,000
5 その他の収益		
受取利息	0	
		0
経常収益計		3,150,000
(B) 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	1,850,000	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
		1,850,000
(2) その他経費		
会議費	20,000	
旅費交通費	100,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
印刷製本費	50,000	
		170,000
事業費計		2,020,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
		0
(2) その他経費		
消耗品費	50,000	
水道光熱費	120,000	
通信運搬費	120,000	
地代家賃	840,000	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
		1,130,000
管理費計		1,130,000
経常費用計		
当期経常増減額 (A) - (B) . . . ①		
(C) 経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
		0
経常外収益計		
(D) 経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
		0
経常外費用計		
当期経常外増減額 (C) - (D) . . . ②		
税引前当期正味財産増減額 ①+② . . . ③		
法人税、住民税及び事業税 . . . ④		0
前期繰越正味財産額 . . . ⑤		0
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		

令和7年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 昭島ひよこ教室

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
(A)	経常収益		
1	受取会費		
	正会員受取会費	0	
	賛助会員受取会費	0	
			0
2	受取寄附金		
	受取寄附金	0	
	施設等受入評価益	0	
			0
3	受取助成金等		
	受取補助金	0	
			0
4	事業収益		
	相談支援事業	1,000,000	
	児童発達支援事業	3,000,000	
	保育所等訪問事業	150,000	
			4,150,000
5	その他の収益		
	受取利息	0	
			0
	経常収益計		4,150,000
(B)	経常費用		
1	事業費		
	(1) 人件費		
	給料手当	2,480,000	
	役員報酬	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
			2,480,000
	(2) その他経費		
	会議費	20,000	
	旅費交通費	150,000	
	施設等評価費用	0	
	減価償却費	0	
	印刷製本費	100,000	
			270,000
	事業費計		2,750,000
2	管理費		
	(1) 人件費		
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
			0
	(2) その他経費		
	消耗品費	100,000	
	水道光熱費	120,000	
	通信運搬費	120,000	
	地代家賃	840,000	
	旅費交通費	0	
	減価償却費	0	
			1,180,000
	管理費計		1,400,000
	経常費用計		
	当期経常増減額 (A) - (B) . . . ①		
(C)	経常外収益		
	固定資産売却益	0	
	過年度損益修正益	0	
			0
	経常外収益計		
(D)	経常外費用		
	固定資産売却損	0	
	災害損失	0	
	過年度損益修正損	0	
			0
	経常外費用計		
	当期経常外増減額 (C) - (D) . . . ②		0
	税引前当期正味財産増減額 ①+② . . . ③		
	法人税、住民税及び事業税 . . . ④		0
	前期繰越正味財産額 . . . ⑤		0
	次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		